

個人情報保護委員会の国際戦略

令和5年3月29日
個人情報保護委員会

近年、デジタル社会の進展に伴うデータの流通の増加、特に経済・社会活動のグローバル化及び情報通信技術の進展に伴い、個人情報を含むデータの円滑な越境流通の重要性が更に増している。こうした状況下において、日本政府は、2019年に「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT: Data Free Flow with Trust）」を提唱し、特に日本がG7ホスト国である2023年は、政府全体としてDFFTを推進している。

こうした中、個人情報保護の分野では、世界各国においてそれぞれ独自の個人情報保護法制を整備する動きが進んでおり、各国の法制等の世界潮流の把握や企業活動のグローバル化に伴う各国当局との連携の強化、データローカライゼーションや無制限なガバメントアクセスといったリスクへ対応するために国際機関等との協議を更に進めること、プライバシー強化技術（PETs: Privacy Enhancing Technologies）の活用等が求められている。

また、国内においても、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報保護法の改正等による公的部門の一元化の施行に伴い、公的部門による個人情報の適切な取扱いの確保への対応も求められることとなる。

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、従前より、DFFT推進のための施策に取り組んでいるほか、各国の法制等の世界潮流の把握、各国当局との連携の強化等を進めているところであるが、上記の状況を踏まえ、委員会が主体となって進める国際的な取組に係る当面の戦略を明確化するものである。

1. DFFT推進の観点から個人情報を安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築

DFFTに関連する国際枠組み等において、個人情報の保護が十分に確保されるよう協議を進める。特に、日本がG7ホスト国であることを念頭に、基本的な価値観を共有する米国、欧州、G7、OECD諸国と緊密に協議を重ねるとともに、アジア太平洋諸国等との協力関係の強化、ひいてはDFFTに資するグローバルスタンダードの確立を目指す。また、個人データの越境移転について、各国の個人情報保護制度の多様性を前提に、排他的なアプローチには与せず、異なる法制度や国際枠組みが共存し、相互運用性のある国際環境の構築を目指す。事業者側のニーズを把握した上で、ビジネスの態様や規模に応じて、複数の選択肢から利用しやすい越境移転のスキームを選ぶことができる国際環境の創出を目指す。

DFFTの具現化に向け、G7及びGPA（世界プライバシー会議）、APPA（アジア太平洋プライバシー機関）等の国際フォーラムにおいてDFFTの推進を働きかけるとともに、事業者の国境を越えた活動を支援する観点より、次のことに取り組む。

- G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合を開催し、DFFT推進の観点から、個人データの越境移転ツールについて相互運用性のある国際環境の構築に向けた対外的なメッセージを発信するとともに、DFFTの更なる推進に向けた行動計画を作成する。

- グローバルCBPR（越境プライバシールール）システムの利用拡大を中心とした国際的な企業認証スキームの推進、グローバルなモデル契約条項の導入を目指す。
- 我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有する国・地域との間の相互に円滑な個人データ移転の枠組み（相互認証の枠組み）の更なる発展を図る。特に、日EU間・日英間の相互認証の枠組みについて、その対象範囲の公的部門・学術研究分野への拡大に向けて協議を進める。
- DFFTを脅かす無制限なガバメントアクセスやデータローカライゼーション等のリスクに対応するため、OECD等の場において協議を進め、グローバルスタンダードの形成に取り組む。
- 通商関連等の国際協定の交渉においても、個人情報の保護が十分に確保できるよう協議に参画する。

2. 国際動向の把握と情報発信

各国の個人情報保護機関や個人情報保護関連の専門家とのネットワークの構築・発展を目指すとともに、技術革新や社会的課題等への対応について、関連情報や問題意識について各国と共有を図りつつ、世界の潮流を踏まえた上で、我が国の政策立案に活かしていく。具体的には、次のことに取り組む。

- GPA、APPA等の国際フォーラムのほか、民間団体主催の会合等にも積極的に参画する。
- 国際フォーラムにおいて、我が国の取組を積極的に発信するとともに、関係国の対応の把握、各国との連携の深化を図るため、国際会議の主催に向けた準備を進める。
- 委員会が収集した情報については、広く発信し、国境を越えて活動する事業者が活用できるようにする。特に、企業のニーズを把握した上で、諸外国の個人情報保護法制に関する情報を発信する。

3. 国境を越えた執行協力体制の強化

事業者の国境を越えた活動の増加や個人情報を含むデータの国境を越えた流通の増大を受け、自国のみでは対応できない事案の一層の増加が予想されることから、委員会が対応する個別の執行事案について、関係各国・機関等との連携を推進し、各国からの協力が必要な時に得られるよう協力関係をより強化する。具体的には、次のことに取り組む。

- 各国の執行当局が参加する国際的な枠組みに参加するほか、戦略的に連携が求められる各国の執行当局を中心に緊密な協力関係を築いていく。
- また、各国の執行当局との二国間の執行協力の枠組みに係る取決め（MOC：Memorandum of Cooperation）の締結を検討する。

(以上)